

産業廃棄物収集・運搬委託契約書

取入

印紙

排出事業者 : _____ (以下「甲」という。) と、
収集運搬業者 : _____ (以下「乙」という。) は、
甲の事業場 : _____ から排出される産業廃棄物
の収集・運搬に関して次のとおり契約を締結する。

(法令の遵守)

第1条 甲及び乙は、処理業務の遂行にあたって廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)その他関係法令を遵守するものとする。

(乙の事業範囲)

第2条 乙の事業範囲は、以下のとおりであり、乙は、この事業範囲を証するものとして、許可証の写しを甲に提出し、この契約書に添付するものとし、下記に記載の許可事項に変更があったときは、速やかにその旨を甲に書面をもって通知するとともに、変更後の許可証の写しを甲に提出し、この契約書に添付する。

◎収集運搬に関する事業範囲

[産廃]

許可都道府県・政令市 : _____ 許可都道府県・政令市 : _____
許可の有効期限 : _____ 許可の有効期限 : _____
事業範囲 : _____ 事業範囲 : _____
許可の条件 : _____ 許可の条件 : _____
許可番号 : _____ 許可番号 : _____

[特管]

許可都道府県・政令市 : _____ 許可都道府県・政令市 : _____
許可の有効期限 : _____ 許可の有効期限 : _____
事業範囲 : _____ 事業範囲 : _____
許可の条件 : _____ 許可の条件 : _____
許可番号 : _____ 許可番号 : _____

(委託内容)

第3条 甲が、乙に収集・運搬を委託する産業廃棄物の種類、数量及び収集・運搬単価は、次のとおりとする。

種類 : _____
数量 : _____
単価(税抜) : _____

2 甲が、乙に委託する産業廃棄物が輸入された廃棄物である場合は、その旨を記載する。

(注: 契約当事者が下記の①②のいずれかを選択すること)

①輸入廃棄物 : 無

②輸入廃棄物 : 有 _____

3 乙は、甲から委託された第1項の産業廃棄物を、甲の指定する次の最終目的地に搬入する。

氏名 : _____
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

住 所 : _____
許可都道府県・政令市 : _____
許可の有効期限 : _____
事 業 の 区 分 : _____
産業廃棄物の種類 : _____
許 可 の 条 件 : _____
許 可 番 号 : _____
事 業 場 の 名 称 : _____
所 在 地 : _____

4 (注:原則として①を選択するものとし、契約当事者の都合によりやむを得ない事由がある場合に限り、②又は③のいずれかを選択すること)

- ①乙は、甲から委託された産業廃棄物の積替えを行わない。
- ②乙は、甲から委託された産業廃棄物の積替保管を行う。積替保管は法令に基づきかつ、第15条で定める契約期間内に確実に収集・運搬できる範囲で行う。この場合安定型産業廃棄物は、他の安定型産業廃棄物と混合することがあり得るものとする。なお、積替保管の場所において選別は行わないこととする。
- ③乙は、甲から委託された産業廃棄物の積替保管を行う。積替保管は法令に基づきかつ、第15条で定める契約期間内に確実に収集・運搬できる範囲で行う。この場合乙はこの契約に係る産業廃棄物を他人の産業廃棄物と混合してはならない。なお、積替保管の場所において選別は行わないこととする。

積替保管施設に搬入できる産業廃棄物の種類 : _____
積替保管施設の所在地 : _____
積替保管施設の保管上限 : _____

(適正処理に必要な情報の提供)

第4条 甲は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な以下の情報を、あらかじめ書面をもって乙に提供しなければならない。以下の情報を具体化した「廃棄物データシート」(環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン(第2版)」を参照)の項目を参考に書面の作成を行うものとする。

- (1)産業廃棄物の発生工程
- (2)産業廃棄物の性状及び荷姿
- (3)腐敗、揮発等性状の変化に関する事項
- (4)混合等により生ずる支障
- (5)日本工業規格C0950号に規定する含有マークが付された廃製品の場合には、含有マーク表示に関する事項
- (6)石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その事項
- (7)その他取扱いの注意事項

2 甲は、委託契約の有効期間中、適正な処理及び事故防止並びに処理費用等の観点から、委託する産業廃棄物の性状等の変更があった場合は、乙に対し速やかに書面をもってその変更の内容及び程度の情報を通知する。

なお、乙の業務及び処理方法に支障を生ずるおそれがある場合の性状等の変動幅は、製造工程又は産業廃棄物の発生工程の変更による性状の変更や腐敗等の変化、混入物の発生等の場合であり、

甲は、通知する変動幅の範囲について、あらかじめ乙と協議の上、定めるものとする。

- 3 甲は、委託する産業廃棄物の性状が書面の情報のとおりであることを確認し、乙に引き渡す容器等に表示する（環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン（第2版）」の「容器貼付用ラベル」参照）。
- 4 甲は、委託する産業廃棄物のマニフェストの記載事項を正確にもれなく記載し、虚偽又は記載漏れがある場合は、乙は、委託物の引き取りを一時停止し、マニフェストの記載修正を甲に求め、修正内容を確認の上、委託物を引き取ることとする。
- 5 甲は、次の産業廃棄物について、契約の有効期間内に以下に定めるとおり、公的検査機関又は環境計量証明事業所において「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」（昭和48年環境庁告示第13号）による試験を行い、分析証明書を乙に提示する。

産業廃棄物の種類：_____

提示する時期又は回数：_____

（甲乙の責任範囲）

- 第5条 乙は、甲から委託された産業廃棄物を、その積み込み作業の開始から、第3条第3項に規定する運搬の最終目的地における荷下ろし作業の完了まで、法令に基づき適正に収集・運搬しなければならない。
- 2 乙が、前項の業務の過程において法令に違反した業務を行い、又は過失によって甲若しくは第三者に損害を及ぼしたときは、乙においてその損害を賠償し、甲に負担させない。
 - 3 乙が第1項の業務の過程において第三者に損害を及ぼした場合に、甲の指図又は甲の委託の仕方（甲の委託した産業廃棄物の種類又は性状等による原因を含む。）に原因があるときは、甲において賠償し、乙に負担させない。
 - 4 第1項の業務の過程において乙に損害が発生した場合に、甲の指図又は甲の委託の仕方（甲の委託した産業廃棄物の種類又は性状等による原因を含む。）に原因があるときは、甲が乙にその損害を賠償する。

（再委託の禁止）

- 第6条 乙は、甲から委託された産業廃棄物の収集・運搬業務を他人に委託してはならない。ただし、甲の書面による承諾を得て法令の定める再委託の基準にしたがう場合は、この限りではない。

（義務の譲渡等）

- 第7条 乙は、この契約上の義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

（委託業務終了報告）

- 第8条 乙は甲から委託された産業廃棄物の業務が終了した後、直ちに業務終了報告書を作成し、甲に提出する。ただし、業務終了報告書は、収集・運搬業務については、それぞれの運搬区間に応じたマニフェストB2票、B4票、B6票、又は電子マニフェストの運搬終了報告で代えることができる。

（業務の一時停止）

- 第9条 乙は、甲から委託された産業廃棄物の適正処理を行うことが困難となり、又は困難となるおそれがある事由として、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第10条の6の2等に定める事由が生じたときは、直ちに当該委託に係る業務を一時停止し、法第14条第13項等の規定により、遅滞なくその旨を書面により甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の通知を受けたときは、速やかに当該委託に係る産業廃棄物の処理の状況を把握する等、法第12条の3第8項に定める措置を講じるとともに、通知を発出した乙が処理を行えるようになるまでの間、乙に新たな処理委託を行わない等の必要な措置を講じなければならない。

(報酬等)

第10条 甲の委託する産業廃棄物の収集・運搬業務に関する料金は、第3条第1項で定める単価（税抜）に基づき算出する。

3 甲の委託する産業廃棄物の収集・運搬業務に対する料金についての消費税及び地方消費税は、甲が負担する。

4 甲は、乙から第8条の委託業務終了報告書を受け取った後、当該委託業務終了報告書に係る業務に対応する報酬を支払う。ただし、具体的な支払方法について別に支払条件の定めがある場合は、当該定めによる。

(内容の変更)

第11条 甲又は乙は、必要がある場合は委託業務の内容を変更することができる。この場合において、契約単価（税抜）若しくは契約の有効期間を変更するとき、又は予定数量に大幅な変動が生ずるときは、甲乙協議の上、書面によりこれを定めるものとする。第4条第2項、第9条の場合も同様とする。

(機密保持)

第12条 甲及び乙は、この契約に関連して、業務上知り得た相手方の機密を第三者に漏らしてはならない。当該機密を公表する必要が生じた場合には、あらかじめ相手方の書面による許諾を得なければならない。

2 前項の規定は、契約期間が満了した後又はこの契約が解除された後においても効力を有するものとする。

(契約の解除)

第13条 甲及び乙は、相手方がこの契約の各条項のいずれかに違反したときは、書面による催告の上、相互にこの契約を解除することができる。

2 甲及び乙は、相手方が反社会的勢力（暴力団等）である場合又は反社会的勢力と密接な関係がある場合には、相互に催告することなく、この契約を解除することができる。

3 甲又は乙からこの契約を解除した場合において、この契約に基づいて甲から引き渡しを受けた産業廃棄物の処理が未だに完了していないものがあるときは、乙又は甲は、次の措置を講じなければならない。

(1) 乙の義務違反により甲がこの契約を解除した場合

イ 乙は、この契約を解除された後も、その産業廃棄物に対するこの契約に基づく乙の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その残っている産業廃棄物についての収集・運搬の業務を自ら実行するか、又は甲の承諾を得た上で、許可を有する別の業者に自己の費用をもって行わせなければならない。

ロ 乙が他の業者に委託する場合に、その業者に対する費用を支払う資金が乙にないときは、乙はその旨を甲に通知し、資金のないことを明確にしなければならない。

ハ 上記ロの場合、甲は、当該業者に対し、差し当たり、甲の費用負担をもって乙のもとにある未処理の産業廃棄物の収集・運搬を行わしめるものとし、乙に対して、甲が負担した費用の償還を請求することができる。

(2)甲の義務違反により乙がこの契約を解除した場合

乙は、甲に対し、甲の義務違反による損害の賠償を請求するとともに、乙のもとにある未処理の産業廃棄物を、甲の費用をもって当該産業廃棄物を引き取ることを要求し、又は乙の費用負担をもって甲の事業場に運搬した上、甲に対し当該運搬の費用を請求することができる。

(協議)

第14条 この契約に定めのない事項又はこの契約の各条項に関する疑義が生じたときは、関係法令にしたがい、その都度、甲乙が誠意をもって協議し、これを取り決めるものとする。

(契約の有効期間)

第15条 (注：契約当事者が下記の①②のいずれかを選択すること)

- ①この契約は、有効期間を 年 月 日から 年 月 日までとする。
②この契約は、有効期間を 年 月 日から 年 月 日までの 年間とし、期間満了の1箇月前までに、甲乙の一方から相手方に対する書面による解約の申し入れがない限り、同一条件で更新されたものとし、その後も同様とする。

この契約の成立を証するために本書2通を作成し、甲乙は、各々記名押印の上、各1通を保有する。

年 月 日

甲

乙